



平成31年4月1日
内閣府沖縄担当部局

特定駐留軍用地の区域の変更について

牧港補給地区の一部土地（第5ゲート付近の区域）が平成31年3月31日に返還されたため、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法第12条第6項の規定に基づき、同年4月1日付けで下記のとおり特定駐留軍用地の区域の変更をしましたので、お知らせいたします。

記

施設及び区域の名称 (施設番号)	特定駐留軍用地の区域	
	変更前	変更後
牧港補給地区 (6056)	日米安全保障協議委員会において返還することが合意された牧港補給地区の区域（平成25年8月31日及び平成30年3月31日に返還された一部土地を除く。）	日米安全保障協議委員会において返還することが合意された牧港補給地区の区域（平成25年8月31日、平成30年3月31日及び平成31年3月31日に返還された一部土地を除く。）

《参考》 特定駐留軍用地の区域の変更

返還予定の駐留軍用地の大部分は民有地であり、国・公有地が極めて少ないため、広大な駐留軍用地跡地の利用を迅速かつ円滑に進めることを目的として、跡地利用特措法において、駐留軍用地内の土地の先行取得制度が創設された。

跡地利用特措法の規定では、次の条件を満たした場合に、沖縄県や市町村が、公共用地として土地を取得することができる。

- ① 内閣総理大臣が指定した駐留軍用地等（特定駐留軍用地等）であること
- ② 沖縄県や駐留軍用地等が所在する市町村が道路などの事業実施の見通しを立てていること

など

今回は、平成24年5月25日付けで、①の特定駐留軍用地の指定を行った牧港補給地区について、その一部土地が平成31年3月31日に返還されたため、同年4月1日付けで区域の変更を行ったもの。

なお、返還された一部土地は、平成31年3月29日に特定駐留軍用地跡地に指定されていることから、特定駐留軍用地でなくなった時から特定駐留軍用地跡地となり、同様の先行取得の仕組みを継続することとなる。

【本件連絡先】

内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付
政策調整担当参事官室

担 当：大田、大嶽

電 話：03-6257-1692

F A X：03-3581-9761